

白岡市第2期地域福祉計画策定に向けての提言書

令和2年9月25日

白岡市地域福祉計画市民懇話会

1 提言書の位置づけ

白岡市地域福祉計画市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）は、白岡市が社会福祉法第107条の規定に基づき策定する白岡市地域福祉計画の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するために設置されました。

私たち市民懇話会委員9名は、国が示す地域共生社会の理念、令和元年度に実施した白岡市地域福祉についてのアンケート調査報告書及び市の地域福祉推進に係る将来像などについて市から報告を受け、委員がそれぞれの地域活動の経験や地域で見聞きしたことを率直に出し合い、白岡市の地域福祉のあり方について意見交換を行いました。

本提言書は、以上のような経緯を経て、市民懇話会が白岡市第2期地域福祉計画の策定にあたって、市民の視点から計画に反映していただきたい事項についてとりまとめたものです。

2 提言書の前提

（1）地域福祉の現状と課題を明らかにします

本提言書は、市民懇話会委員が日頃の地域活動を通じて、体験したことや感じていることを基礎としており、各委員の経験や悩みを普遍化することによって白岡市の地域福祉の課題とそれに対する具体的な対策が計画に反映されるよう提言します。

（2）国が示す「地域共生社会の実現」を目指します

本提言書は、国が示す地域共生社会の実現を目指す理念を共有します。そのため、行政（白岡市）のあり方と共に、私たち市民懇話会委員のような地域の団体や一般市民の役割についても提言し、人と人、人と社会がつながり、互いに助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を創ることを目指します。

提言1 地域のことや福祉のことをみんなで伝えよう

- 地域では、身寄りのいない方、障がい・疾患のある方、移動手段（車）を持たない方、育児の負担を感じる保護者など、困っている人がたくさんいます。
- 民生委員・児童委員、老人会、ボランティア団体、社会福祉協議会など多くの人や団体・組織が活動しています。その活動を困っている人に伝えることが必要です。
- 市や民間企業が行うのりあい交通や、民間企業が行う送迎サービス・宅配サービスなど、移動支援や買い物支援もあります。



こんなにいろいろな人が、いろいろな活動をしているということや、身近に頼れる人や活用できることがあることをみんなで困っている人へ届けよう

提言2 もっと多くの人に参加してもらおう

- 福祉に関する人手は足りません。現在の取り組みを続けるためにも、新たな取り組みを始めるためにも、困っている人を支える「手」はまだ足りません。例えば、社会福祉協議会の地域生活支え合いサービスを支える人は不足しています。
- 地域では、行政区、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人会及びボランティア団体など、様々な団体が活動していますが、見守る人はたくさんいたほうがいいものです。
- 決まった人だけでなく、世代や組織を超えた親睦を図りながら困ったことを相談し合ったり、協力し合ったりできる活動はたくさんあります。



福祉は「我が事」であり市民みんなに役割があることを理解し、できることがあることを大切にしよう
コミュニケーションを大切にし、みんなで課題を解決できる仕組みや組織をたくさんつくろう

提言3 課題解決の「場」をつくろう

- 地域で福祉課題を解決するためには、情報提供や活動を支える場所や人は大切です。
- 情報共有の機会や活動の場を増やし、地域の福祉ニーズと福祉サービスを調整する組織や場が必要です。
- 課題やニーズに対する解決策を地域のいろいろな組織や機関と一緒に考え、地域全体で困っている人を支えられる体制づくりに取り組みましょう。



市民の活動を支援するため、多くの組織や機関が連携しよう
1つの問題を複数の立場で考え、課題を「丸ごと」受け止め解決できる体制をつくろう

白岡市地域福祉計画市民懇話会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所属団体等
増田 政史	白岡市行政区長会
吉田 英雄	白岡市民生委員・児童委員協議会
西村 恵子	白岡市民生委員・児童委員協議会
鈴木 きよ子	白岡市母子愛育会
竹内 章悟	白岡市老人クラブ連合会
浅野 悦子	白岡市ボランティア連絡会
園部 泰由	社会福祉法人 みぬま福祉会
青木 涉	社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会
寺井 堅一	公 募

合計9名

任期：令和2年7月20日から令和4年3月31日まで

白岡市地域福祉計画市民懇話会開催実績

令和2年度

	開催日時	会議内容
第1回	令和2年7月20日(月) 午後2時～ はびすしらおか 会議室6・7	①委嘱書交付 ②会長及び副会長の選出 ③懇話会の役割 ④地域福祉計画の概要説明 ⑤国や県の現状 ⑥アンケート調査報告 ⑦今後の予定
第2回	令和2年8月24日(月) 午前10時～ 市役所庁舎4階 特別会議室1・2	①地域の課題整理 （日頃の生活や活動から感じる福祉課題の発表） ②活用可能な地域資源の確認 （地域内で福祉課題を解決する取り組みの発表） ③課題に対する解決策の検討 （①・②をふまえた好事例の発表） ④計画に定めるべき内容 ⑤今後の予定
第3回	令和2年9月25日(金) 午前10時～ 市役所庁舎4階 特別大会議室	①第2回会議の検討内容報告 ②提言書の決定 ③今後の予定
第4回	令和3年1月 日() 午前 時～ 市役所庁舎4階 会議室	①地域福祉計画素案における懇話会意見の反映結果 ②パブリックコメントの実施結果 ③次年度以降の進捗管理

白岡市地域福祉計画市民懇話会設置要綱

令和2年3月31日

白岡市告示第60号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、白岡市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、白岡市地域福祉計画市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に係る意見及び提言に関すること。
- (2) 福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域において社会福祉に関する活動を行っている団体に属する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する法人に属する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の協力要請等)

第7条 懇話会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。